

令和元年度第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議報告書

日時：令和元年9月13日（金曜日）14：30～16：40

場所：箱根町役場本庁舎4階 第1，2会議室

出席者：【箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議】

高井正委員長、倉田義巳委員、杉山慎吾委員、瀬瀬利博委員、高橋典之委員、安藤万奈委員、池島祥文委員、伊集守直委員
（欠席：佐藤守委員）

【箱根町】

石川企画観光部長、片倉総務部長、伊藤企画課長、吉田観光課長、村山財務課長、石川税務課長、松島財務課副課長
早野企画課副課長、企画課特定政策係辻満・海野

【会議概要】

1 開 会

企画課長

それでは、時間になりましたので、「第2回箱根町観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方に関する検討会議」を開会させていただきます。議事に入るまでの進行を務めさせていただきます企画課長の伊藤です。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日の会議ですが、佐藤委員は欠席、伊集委員は所用のため、到着が3時頃となる旨の連絡を頂いておりますのでご承知おき願ひます。

前回欠席していましたが高橋委員が出席されておりますので、一言自己紹介をお願いしたいと思います。

（高橋委員から自己紹介）

企画課長

また、町側から財務課副課長の松島が今回から出席しておりますので、ご承知おき願ひます。

それでは、会議に先立ち、資料の確認をさせていただきます。資料は、事前に「会議次第」、「委員等名簿」、「資料1 観光まちづくりの充実・維持に係る財源のあり方の前提条件と検討対象について」、「資料2 観光まちづくりの充実・維持

に係る財源の確保手法について」、「参考資料1 地方税の体系」、「参考資料2 他団体の実施事例について」を送付させていただいておりますが、不足等ございませんでしょうか。

第1回検討会議と同様に、皆さまの前にある音声認識システムを使用します。お手数ですが発言の際は、右下のグレーのボタンを押すと、マイクの先が赤く光りますので、その後に発言をお願いいたします。

また、本日の会議から、公開で行うこととしておりますのでご承知おきください。

企画課長

それでは、議題に入りたいと思いますが、議題の内容や進め方について何点かご説明し、ご了解いただきたい事項があります。

次第をお願いしたいと思いますが、本日の議題は、3件を予定しており、議題1は「検討会議における検討事項と今後のスケジュール」として、前回、宿題となりました検討会議の対象範囲やイメージについて資料を作成しましたので、前回に引続き議論をお願いしたいと考えております。

議題2は、「観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について」としてありますが、前回の会議で委員から4回目の議題をもう少し早めてはどうかという意見と、またHOT21観光プラン実施計画の策定期を考慮すると第3回よりも後の会議で議題とした方が良くはないかという意見を踏まえ、第4回で予定していた内容を第2回に繰上げ、2回3回をあとにずらす形とさせていただきました。

また、議題3のその他では、前回、宿題となっていた議事録の発言者の記載方法を決定して頂くものです。

本日の議事の進め方は、事前に高井委員長に相談させて頂きましたが、伊集委員が30分ほど遅れてくることも踏まえまして、はじめに、議題3のその他の議事録の記載方法を議論して頂き、次に、議題2の財源確保手法の事例紹介、最後に議題1の検討会議のイメージを議論するという形をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

企画課長

それでは、議題に入りたいと思いますが、検討会議の委員長であります高井教授からごあいさつをいただき、引続き、

議事の進行について高井教授にお願いしたいと思います。

2 委員長あいさつ

委員長

改めまして、皆さん、こんにちは。

今日、最寄り駅まで歩いていると、少し汗ばむ位の陽気でしたが、箱根湯本駅から役場まで歩いてくると、だいぶ涼しく感じました。

季節の変わり目で、昨日あたりから過ごし易くなってきましたが、日本では、このような時期を収穫の秋とか、実りの秋といいます。この会議でも実りある議論をしたいと思っていますので、忌憚のない意見をお願いしたいと思います。

3 議題

(3) その他

委員長

議事は、先ほど説明のあった順序で進めていきたいと思えます。まず、議題3その他ですが、前回の検討会議において議事録の発言者の記載方法が宿題となっていました。

資料の1番最後に非公開資料として、議事録のイメージが、配布されていますが、その中の案1が、委員A,B,Cということで、アルファベットで表記する形となっています。

案2が全て委員ということで、特定しない形としています。案3が、委員の名前が入っていることになっています。

前回は、団体を代表して出席されている委員もいますので、持ち帰って確認するということが宿題となりましたが、いかがでしょうか。初めに、C委員いかがでしょうか。

委員C

団体の会議で確認しましたが、記名でも委員A,B,Cでも、どちらでも結構です。

委員長

ありがとうございます。

D委員は、前回、どちらかという記名が良いということでしたがいかがでしょうか。

委員D

私はどちらでも合わせることでできますが、C委員がそう言われるのであれば、記名が良いのかなという気はしますが、あとは皆様にお任せいたします。

委員 F 自分の団体に持ち帰って確認したところ、団体推薦で参加しているのので、発言の公正を図るためにも、記名でない形の方がよいという意見がありました。

委員長 委員 A, B, C という表記はいかがでしょうか。

委員 F 記名にするかしないかという点のみで、そこまで確認していません。やはり、団体推薦や公募など、参加者は色々あるので、特定しない方が公平に発言できるのではないかという意見でした。

委員長 ありがとうございます。B 委員はいかがでしょうか。

委員 B 私は、団体と相談していませんが、個人的には、委員 A, B, C が良いのではないかと考えています。こだわりは特になく、団体として不都合なことは特にないと考えています

委員長 A 委員は、どちらでも良いということではよかったですか。H 委員は、どう思われますか。

委員 H 個人的には、記名でも大丈夫です。

委員長 意見が割れましたが、どうしましょうか。

記名では、発言し難いという委員がいる以上、以前の町民会議のようにすべて委員とするか委員 A, B, C になりますが、委員 A, B, C とすると、私の県庁時代の経験を考えると事務局の作業に負担がかかり、ミスが起こる可能性もあります。

また、今日の皆さんの意見を聞くと委員と委員 A, B, C のどちらにするかの優劣、メリット・デメリットを考えると、委員と委員 A, B, C では、あまり差が無いと思います。

私は、自由闊達に踏み込んだ議論ができた方が良いと思いますので、それを最優先するという事で、町民会議と同じように委員のみとすることを提案したいと思います。

前回も言いましたが、私は委員長ですので、私の発言は、事実上、公開されます。今日の皆さんの意見を聞いたうえで、委員のみの表記にしたいと思います。いかがでしょうか。

(意見なし)

委員長

それでは、議事録は委員のみということにしたいと思いますが、遅れてくる委員が来られたら、その件に関して意見を聞いて決めたいと思います。

(2) 観光まちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について

委員長

議題2の「観光のまちづくりの充実・維持に係る財源の確保手法について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

事務局

事務局から資料2、参考資料1,2をもとに、他団体が実施している観光関連の財源確保策の実施状況を説明した。

委員長

事務局に補足説明をお願いしたいのですが、課税自主権の部分で、法定税目の超過課税、今、箱根町で実施している固定資産税の超過課税のような方式をとる場合と、宿泊税や熱海市の別荘等所有税のように法定外税を導入する場合の手続きの違いについてもう少し説明をお願いしたいと思います。

特に、超過課税の場合と法定外税を創設する場合の手続き上の違いの説明をお願いします。

事務局

超過課税は、法定税目の中で税率を上げるものですが、資料で超過課税等と記載しているのは、税率を下げて、減税している市町村もありますので、超過課税等と記載しているものです。

この超過課税の場合は、町の判断で税条例の改正を提案し、議会で議決されれば税率を変えられる仕組みです。ただし、税目によっては制限税率というのがあり、上限がある税目も一部ではあります。

法定外税は、新たに税目を新設することになりますので、市町村で、まず、条例を定めて、議会の議決を経た後、国との協議を行い、同意が得られて初めて施行できます。

先ほど説明した福岡県と福岡市は、今年の6月議会で宿泊税条例を議決し、国との協議を行っています。国との手続き

があるかないかが、大きな違いとなります。

委員長

同じ課税自主権の中でも、議会の議決が必要となりますが、地方自治体が自分たちの判断できる超過課税と、プラスアルファとして国への協議と同意が必要な法定外税という違いがありますので、今後の議論を進めていくうえで頭に入れておいていただければと思います。

委員 H

国の協議、同意があるというのは、基本的に手続をすれば通るようなものなのか、そこで結構ハードルになるようなものなのかという状況を少し教えてもらっていいですか。

事務局

3つ条件があり、その条件を満たしていれば同意しなければならないとなっています。住民の負担が著しく過重となることや地方公共団体間における物の流通に重大な障害を与えること。さらに、国の経済政策に照らして適当でないことなどになりますが、細かい内容は次回以降、具体的な検討に入る際に説明させていただければと思います。

委員長

記憶では、この他、既にある国税や地方税と重複して課税できないという項目があったと思います。地方税法に3つの条件が明確に示されていて、それに反しなければ、同意しないといけない。確か90日以内に判断するという期限もあったと思います。

総務大臣は、協議の申し出があると財務大臣に協議が来ていることを通知します。国税を管理しているのが財務省ですので、何かあれば財務大臣は総務大臣に意見を言うことができるという手続きがあり、恣意的には導入できないという制度になっています。

また、国から同意が得られない場合もあります。過去に横浜市が場外馬券売り場でゴミが散乱する等の理由から、JRAを納税義務者とした勝馬投票券発売税という法定外税導入の同意を求めたことがあり、地方分権一括法の施行により協議・同意制に移行した翌年のことでしたが、納税義務者が1名のみとなる狙い撃ちのような課税は適当ではないという理由で再考を求めたことがあります。

この事例により、総務省からの通知で、特定の納税義務者の税収が高い場合、例えば納税義務者数が極めて限定的であ

るようなケースは、条例制定前に議会でその者の意見を聴取する制度が創設されました。

また、国の同意を得たからといって法的に正しいとはいえない場合もあり、神奈川県が導入した臨時特例企業税という法定外普通税は、手続きを踏んだ上で総務大臣の同意を得ました。これは、バブル崩壊後、急激に業績が回復し、過年度の赤字による欠損金の繰越控除を適用することで納税額が発生しない法人に対し、欠損金控除前の当期利益金額を課税標準として課税したものです。

要するに、過去のマイナスを繰り越し当期のプラスから差し引くことで納税額は発生しないことにはなりますが、個人では、毎年、住民税を納めていることから、V字回復した大企業にも応分の負担を求めるために臨時的・特例的な措置として設けられました。

導入から数年後、課税対象となっていたある企業が訴訟を起こし、大論争になり、最高裁まで争った結果、臨時特例企業税は違法になりました。

その結果、課税は無効となり、遡って全額、還付となったことを考えると、宿泊税も様々な自治体で総務大臣の同意を得た上で導入されていますが、訴訟となり、違法の判決となる可能性もゼロではないと言えます。

地方財政の専門家の間では、法定外税は、課税後も問題が生じるリスクがあり、例えば、宿泊税も消費税と同じ消費活動に対して課税するため2重課税であるという考え方が通ってしまえばそれで無効になってしまいます。

また、過去に料理飲食等消費税という地方税があり、現行の地方消費税が導入される時に廃止されましたが、料飲税には宿泊行為が含まれており、廃止された地方税から宿泊行為を抜き出して課税している点からも適当でないと言われた場合、100%適法であると言い切れるかは難しいと思います。

気づいた点を補足させていただきましたが、この内容について若干時間をとって議論を進めたいと思います。

委員 D

2つ質問させてください。

入湯税の標準税率は150円ですが、それを超えて課税する場合、上限があるのか。また、宿泊税は都道府県も入っているため一律に扱えませんが、京都市、金沢市、特に倶知安町の入湯税との相関、先ほどの説明では入湯税は法定税なので

課税しなければならないということですが、宿泊税の導入に際し、元々の入湯税額はどの程度で、入湯税額を変えずに宿泊税を導入するのか、それとも入湯税の調整を行ったのか、そのあたりの情報があれば教えてください。

事務局

入湯税の標準税率は、150円で制限税率はありません。別府市では、超過課税で500円を課税している例もあるので、条例が議決されれば、1,000円も不可能ではありませんが、150円を超える場合は超過課税になります。

また、京都市、金沢市、倶知安町ともに宿泊税と入湯税を両方課税しています。京都市の入湯税は、宿泊が150円、日帰りが100円、税収はH29年度決算で1億500万円程です。

金沢市の場合も同じで宿泊は150円、日帰りが100円、税収は約3,100万円となります。倶知安町は、宿泊が150円、日帰りが70円で、税収は3,800万円程です。

これらは、宿泊税導入時に入湯税を見直さなかった団体で、今、国と協議を行っている福岡市の場合は、入湯税の宿泊150円、日帰りが50円と箱根町と同じ税率でしたが、宿泊税の導入に伴い、宿泊を50円に下げる条例を同時に出しています。宿泊税自体は、200円とし、福岡市が150円、福岡県が50円という配分で合意したということなので、福岡市単体で見ると、宿泊税の200円に加え、見直し後の入湯税50円が課税されますので、合計250円を宿泊客は支払うこととなります。

現状、市町村では、京都市、金沢市、倶知安町、福岡市で税条例が議決されていますが、4団体のうち3団体は入湯税を見直さず、1団体が見直したことになります。

委員 D

これから、さらに調査が必要であると思いますが、今の説明を聞いた感想としては、京都市、金沢市、倶知安町では入湯税収入が少ないと思いました。税額はほぼ一緒なので温泉地が少なく入浴施設が少ないため、入湯目的のお客さんが少ないのではないかと思います。入湯税収入が少ない中で、観光にお金が沢山かかるので宿泊税という議論になったのかなと思います。

一方、箱根町の場合は、逆に入湯税が約7億円あります。財源の有無、財政状況は別にして考えると、多くの方が入湯行為をしているので、これほどの収入になっていると思いますが、既に受益者負担という観点に立つと、観光客の人達は、

相応の金額を負担しているという印象があると思います。

このため、金沢市などと同じような土俵で議論するのは難しいのではないかというのが、私の今の感想です。

もう1点確認ですが、宿泊税導入に向けた動きは多くの自治体にあり、私にも全国の温泉地や旅館などから、情報共有の連絡が入ってきます。その中では、市区町村で検討を行っているケースは少なく、どちらかという県が急いで導入しようとしている印象を持っています。

つい最近も山梨県知事が宿泊税の検討を表明していましたが、神奈川県は、どのように考えているのでしょうか。2～3年前に検討していたと思いますが、今の進捗も含めて把握している範囲で教えてください。

企画課長

県では、2～3年前に一度議論があり、その時は、導入を見送るという判断をしました。今年度、この会議を立ち上げる際に、県にも、改めてその辺りの進捗状況や方針の転換があるかを確認しましたが、今のところを、方針に変更はないと伺っています。

それよりも出国税に関して、もう少し地方自治体に対して、使い勝手の良い制度といいますか、そういったものを国に要望していく方向で県では動いているようです。

委員長

今議論していただいている間に、地方税法の条文を見つけました。法定外税は、次のいずれかに該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないとなっています。1つ目は、国税または地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重とならないこと。

私は、神奈川県の高裁判決に関する最高裁判決を批判する論文を書いた際に、この条文を使いましたが、「かつ」となっていますから、課税標準が同じでも著しく過重にならなければ、問題ないと言えます。

2つ目は、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。3つ目は、前2号に掲げるものを除くほか、国の経済政策に照らして、適当でないこととなります。

また、先ほど触れた、特定の納税義務者に係る税率が高い場合には、条例制定前に議会でその納税義務者の意見を聴取することとされています。その条件は、条例施行後5年間の合計で当該納税義務者に係る納税額がその法定外税の納

税額の 1/10 を超える見込みがあること。また、当該納税義務者に係る納税額は、その法定外税の納税額の 1/10 を超える年が条例施行後 5 年間のうち、3 年以上あると見込まれることということです。たくさん税金を納める人がいる場合は、その人の意見を聞いた上で議決し、総務省と協議する必要があるということです。補足は以上です。

議論の時間が、当初予定よりも 10 分程度オーバーしていますので、意見が無ければ、ここで休憩したいと思います。

(10 分間休憩)

委員長

少し早いですが、全員揃いましたので再開したいと思います。先ほどの議論は、地方税の法体系と観光財源の確保策として色々な手法があるという話でしたが、F 委員から休憩時間に質問がありましたので、よろしくお願いたします。

委員 F

町の説明やこれまでの回答を聞いていると、宿泊税に偏って、議論しているように感じます。神奈川県が宿泊税を導入しようとした時に、団体としては、全反対という意見で宿泊税がなくなったのにも関わらず、また、町が、宿泊税ありきで議論を進めていくのは、どうかと思います。

例えば、財源が不足しているのであれば、歳出削減を考えるなど、歳出面をもう 1 回議論しないで宿泊税ありきで考えられても、話が進まないと思います。宿泊施設から集めれば、徴収し易いと考えていると感じます。

入湯税と同じような状況になると考えられ、入湯税でもお客さんから何でこんな税金を取るのかと言われ、理由を説明しながら宿泊施設は、徴収していると思います。

その状況で宿泊税を導入している団体が増えているから、同じように取れば良いという、安易な考えで進められても、団体としては絶対反対の意見になってしまうので、その辺りも考えながら進めて欲しいと思います。

委員長

町の方から何かありますか。

企画課長

F 委員からは、以前からその意見を頂いていますが、町としては、今までの経緯を踏まえて宿泊税をあげています。ただし、宿泊税ありきで、例えば、導入の是非を検討する

という事では決してなく、次の議題の資料にもありますが、箱根町の特徴や状況を踏まえて、今後も箱根町が発展し続けるために必要な財源は、こういう財源であると。

そのために、どういう手法が必要か、それを今ある手法の中で考えると宿泊税が、一つの有力な候補であるのは間違いないという段階です。あくまでも宿泊税に向かって線路が引かれていて、それに向かって走っているという訳ではありません。もしそうであれば、会議名称も箱根町宿泊税検討会議という形にしていたと思いますので、その辺りで誤解を与えている部分がありましたら、大変、申し訳ありませんがご理解いただければと思います。

委員 F

宿泊税ありきでないのは分かりますが、箱根町に来ている観光客は、約 2,000 万人で、そのうち宿泊者は、450 万人しかいません。

そこに課税するよりも、日帰りを含めた観光客全体から何らかの方法で、負担してもらった方が、技術的に安く済むのではないかと思っています。

例えば、宿泊客から 100 円又は 200 円を徴収しようとするよりも、日帰り観光客が車や電車で来る際に、50 円の負担をお願いした方が、負担割合としては低いし、取りやすいのではないかと思っています。

2,000 万人と 450 万人、誰が計算しても分かると思いますが、そういう考え方で会議を進めてもらわないと、この先、難しくなると思います。

委員長

前回、H 委員から財源確保策の現状等について、どのようになっているか先に説明を受けた方が、この後、議論をしていく際に有意義ではないかという意見がありました。

本日の目的は、地方税の体系がどうなっているのか、この他、観光関連の財源確保手法として太宰府市では大宰府天満宮のために駐車場に関する課税を行っているという説明がありました。また、沖縄県の町村では入域税、まさに、入ってくるお客さん全員に課税している事例もありますので、F 委員の所属団体とすれば、宿泊税という名前が出ると過剰反応が出るのは当然、理解できます。

あくまでも、本日の議題は、地方税の体系とその中で観光関連の財源確保策としてどのような手法があり、実施してい

る団体はどこかを知ることが目的であると思います。

会議の後半では、今の話が関連して出てくると思いますので、本日は、まず、全体を知るとともに事実の確認を行ったと理解いただければと思います。

(3) 議題 1 検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて

委員長

それでは、次の議題になりますが、議題 1 の検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局から、資料 1 をもとに検討会議における検討事項と今後のスケジュールについて説明した。

委員長

ありがとうございました。資料 1 をもとに町のこれまでの取組みを踏まえた 4 つの前提条件とこの会議で検討すべき 3 つの事項と検討結果の扱い、さらに、その後の行財政改革推進本部会議や議会手続との関係や流れについて説明がありました。

また、2 ページでは、この会議検討スケジュールの修正版が示されました。前回の会議でこの資料を作って欲しいという発言をした D 委員から発言をお願いします。

委員 D

ありがとうございます。今年度は勉強期間という説明がありましたが、私も食らいついて行きたいと考えています。

前回、この会議の守備範囲はどこかという発言をしましたが、資料の前提部分と事務局からの説明により、これまでの時系列と、議論の対象部分と対象外の部分は、前回よりも頭に入ってきて理解できました。

また、前の議題で F 委員の発言にもありましたが、財源が不足しているのであれば、行政サービスを削減すればよいという意見もあります。そうゆう議論をするのかしないのか、その辺の部分もグレーだと思っていましたが、我々が、A～D の 4 項目をもとにこの①～③の 3 項目を検討する、このうち②③は、これから勉強し、様々な意見を戦わせて議論して、やはりこれだけ財源が必要で、このような事にお金が必要で

あるという結論になり、その具体策を考えるとという筋道は分かりました。

これに対し、①の歳出の対象分野と規模感というのは、少し範囲が広いなと感じたので、もう少しこの部分を説明いただけると我々が何を議論すべきかが、もう少し見えてくるのではないかという印象を持っていますがいかがでしょうか。

委員長

細かい内容は、次回、示していただいても構いませんが、今、考えているイメージでも結構ですので、説明いただけたらと思えますがいかがですか。

企画課長

資料1の上段の「3 他税目の検討結果」という部分の2つ目ですが、町としては、観光客の新たな受入関係経費だけでなく、消防力の維持に関する経費など人件費含め、現在、実施している観光に係る施策も対象にする必要があると考えています。

ご質問は、その対象をどこまで含めるべきかに関する事なので、前回の会議でもありましたが、どこまでが観光客のためのもので、どこまでが町民のためのものなのかという線引きが難しい中で、今日、それを示すのは難しいと考えています。

今後、場合によっては、現状の第6次総合計画の実施計画事業を見ながら、対象範囲について検討いただく可能性もあると思いますし、その結果、対象範囲や歳出の規模感が見えてきて、その後のどのような財源が良いかという検討の財源のあり方に繋げていくために①を挙げているものです。

現状では、明確に対象範囲を示したうえで検討してほしい、財源のあり方を考えて欲しいという部分はありませんが、幅広くという観光まちづくりを捉えて頂きたいというのが、「3 他税目の検討」に記載されている意図になります。

委員 D

徐々にイメージがゴールに近づいて来ていますが、企画課長の今の説明の前段部分、観光施策に係る経費の意味は、入湯税の充当対象とならず、現状、賄えてない観光関連経費で人件費なども含むということですね。

消防力維持にも観光がもっと負担すべきではないかという認識とすると、シンプルに我々は、観光のみを対象とすればよいのか。それとも、暮らしの部分も含めて財源の話をして

いくべきなのか、その部分は行財政改革アクションプラン等で行っているの、観光とは何か。観光にこれだけかけるべきなのか。

今の説明では、こういう部分も広く観光と捉えて議論して欲しいということでしょうか。それとも暮らしを入れていくべきか、暮らしの行政サービスの話をに入れていくべきなのか、これは非常に重要なポイントかと思えます。

企画課長

その部分は、前回、G 委員からも指摘いただきましたが、町の行政サービスを見た中で、明確に線引きできない部分があります。例えば、ごみの収集回数に対する発言があったと思いますが、小規模排出事業者は、普通、水色のごみ袋を購入し、一般収集と同じようにごみステーションに出して、週3回の収集があります。

それは、観光に関わるか否かの線引きが非常に難しい部分となります。現段階で、その部分は検討対象ではないので除外して結構ですと明確に言えないと考えています。

委員長

町が考える時間を取りたいと思いますので、他の委員の方、いかがでしょうか。

委員 G

資料2にも関係しますが、休憩前にD委員が質問しましたが、入湯税と宿泊税をどのように課税しているかと、その使い道について、どのように運用しているか、特に市町村レベルの状況は、今後、箱根町が検討していく際に必要になるのではないかと思います。

また、資料2の方で観光まちづくりの財源の確保手法についての2ページ目の他団体の実施事例の中で法定税は入湯税のみで、あとは法定外税や協力金が挙げられていますが、ここに法定普通税を入れていないのは、それを対象にしたらキリがないから載せていないのかなど、どういう考え方でこのように整理したかは、明確にした方が良いと思います。

例えば箱根町は、観光まちづくりのために固定資産税の超過課税を実施しているのかどうか。それは、資料1の「1財源不足額」の2番目に、財源不足が続くため、固定資産税の超過課税の継続はやむを得ないということを一応前提にしたときに、今後の財源不足の状況に応じて、さらなる税率の引き上げが必要になる可能性があるため、超過課税以外の財源

確保策を視野に入れておく必要があるとあります。

その次に、「2 財源確保策」で宿泊税の話が出てきますが、この時に、先ほどの話と繋がりますが、観光まちづくりの財源といった時に宿泊税も対象として出てきていますが、固定資産税超過課税の位置づけをどうするのか。

今回、当分の間、1.58%としたので、一旦置いて議論をするのか。当初の検討時は1.68%という案もありましたので、宿泊税を入れずに超過課税の税率をさらに引き上げて固定資産税のみとする考えもあるのか。あるいは宿泊税を入れた場合、その分、超過課税の税率を下げる、又は止めるなりという検討も含まれるのか。

F 委員の指摘ではありませんが、1 から 2 と順番に見ていくと、確かに宿泊税に焦点が絞られているように見えなくはないので、現在、実施している超過課税も含めてどういう範囲で取り上げるのかは、もう少し丁寧に記述しても良いと思いました。

委員長

私も、超過課税を続ける又は税率をさらに上げるということも手法の1つだと思いますし、固定資産税の超過課税を止める代わりに観光に関する法定外税を導入するという方式の、大きく2つあると思います。

さらに、これらのミックス、両方を実施するという考え方もあると思いますが、その方向性は、まだ町で決めているわけではないという理解でよろしいですか。

企画課長

現在、決まっているのは、固定資産税の超過課税を当分の間、続けることは議会で議決されています。ただし、5年ごとに施行状況を見ながら、税率等は確認し、見直しをすることとしています。

この検討会議で議論していただきたいのは、新たな財源確保策の案なので、そこで固定資産税の超過課税は、1.58%ですが、それを1.7%にしましょうという案もあり得ると考えています。

ただし、資料1の下の図で、本検討会議で新たな財源確保策案を考えたあと、その下に「a 固定資産税超過課税の扱い」とあります。

検討会議で出された財源確保策の案が、収入額が少額で財源不足を賄えない場合、当然、超過課税の扱いも考えないと

必要な財源を確保できず、予算が組めなくなりますので、その場合、別途考える必要があるということで、a を位置づけています。したがって、超過課税の税率を上げるという選択肢を排除している訳ではありません。

委員 G

わかりました。そうであれば、私が今指摘した部分の表現が分かり難いのは、財源不足の状況に応じて、更なる税率の引上げが必要となる可能性があるためというのは、固定資産税を指しているように見えますが、同時に超過課税以外の財源確保策を視野に入れておく必要があると記述されていて、文章として繋がっていないことが原因であると思います。

少なくとも今の説明を踏まえると、財源不足の状況に応じて更なる税収の確保が必要となる可能性があるため、超過課税以外の財源確保策も、視野に入れて置く必要があるという記述の方が正確な表現ではないかと思いますが、そのような理解でよいですか。

企画課長

ご指摘のと通りの考え方で、今は整理しています。

委員長

ありがとうございます。残り5分弱程度ですが、D委員の先ほどの検討会議の守備範囲や線引きに関して頭の整理がついていないのであれば、次回までに町側に時間をかけて資料を作成してもらう必要がありますか。

委員 D

私は町民会議に参加していたので、当時、議論して、お金が足りないということはよくわかりました。不足するのはよくわかりましたが、その中でこの事業は無くても良いのではないかとかこの事業を行った方が良いのではないかとか、色々な意見があったと思います。

それをこの会議で延々行っていたら、絶対に結論が出ないという意味では理解しています。我々が次のステップに行くために、これ以上、それを議論してもしょうがないということを理解して、そうであれば財源確保、金策と言っては不適切かもしれませんが、その方向に焦点を絞っていくという思考になればなるほど、議論は多分深まっていくと思います。

恐らく宿泊税だけではないと言いつつも、宿泊税を中心に検討していくというのは、有識者会議から宿泊税等が望ましいという意見があり、それを基に町が町民に説明したという

経緯もありますので、宿泊税が1つの有力な選択肢となっているのは事実だと思います。

ただし、その言葉だけ捉えると宿泊税ありきの議論でしょうという話になってしまい、無駄があるのでもっと削減できるだろうという話に戻ってしまいます。

その議論を進めるために、前回も話しましたが観光まちづくりは、すごく良い言葉であると思いますが、守備範囲がわかり難いという問題があります。

そこで、企画課長が最初に説明していただいた観光に係る支出の部分に焦点をあてる前に、単年度でも結構ですが予算のなかで、町が考える暮らしと観光の対象範囲のようなものを示して貰えば、これは観光に関わる部分でお金が掛かっているとか、これは全く観光に関係ないが絶対に必要な事業であるということの共通理解ができると思います。

その上で、この部分を集中的に議論するべきという話もできるかなと思います。多分このまま行くと、以前、町民会議で私が発言した国立公園を返上すればよいというような、天邪鬼的な議論に陥ってしまう可能性がありますので、現状のお金の使い道を整理して皆が共通理解できるような資料があると良いと思います。

委員長

私からも次回に向けて提案しますが、暮らしの部分と財政の関係で参考になると考えられるのが、2007年に北海道夕張市が財政破綻し、財政再建団体となっています。

その後、行政サービスをカットするとともに、おそらく超過課税や使用料や手数料も上げていると思います。その状況を資料で示していただければ、暮らしと財源の参考事例になるのではないかと思います。

企画課長

D委員の提案に関しては、例えば、今年度予算の全事業について、観光に関連するか否かを町として分類した資料は、何らから作成したいと思います。

また、委員長から提案のあった夕張市の件については、町でも調べている部分がありますので、皆さんの議論に参考になるものは、何らから資料提供したいと思います。

委員長

ありがとうございます。そろそろ終了時間になりますので、本日の議論は、ここで終了させていただきたいと思います。

最後に、ペンディングになっていました議事録の件ですが、G 委員が来る前に議論したところ、他の委員は、別に記名でも構わないという事でしたが、F 委員から、名前は伏せて頂きたいという意見がありました。

進行役としては、議論を深めて行きたいという点、また、町民会議では委員のみとしていた中で、委員のみという表記でどうかと提案し、異論はありませんでしたが、いかがでしょうか。

委員 G 皆さんがそれで同意されるのであれば、それで結構ですが、記名でない形にするのであれば、委員 A, B, C としても構わないのではないのでしょうか。

委員長 自分が県庁時代に行っていたこともあります。委員 A, B, C とすると事務局も大変ではないかと思った部分もあり、全部委員でも変わらないのではないかと思います。

委員 G 議事録をあとで読む際、特に外部の方は、読みづらいという印象がありますが、皆さん同意するのであれば、それでいいと思います。

委員長 委員 A, B, C が駄目という意見はなかったと思いますので、あとは事務局に任せますので、ミスが起こらないようにしていただければよいと思います。

企画課長 それでは、様々なご意見をいただきましたが、委員 A, B, C でも事務局の負担は特に大きくありませんので、それでいかがでしょうか。

(異議なし)

企画課長 それでは、議事録の委員名は、委員 A, B, C の形で最終的に決定したいと思います。第 1 回検討会議の議事録については、その形で公表したいと思います。

委員 D 最後に意見ではなくお願いですが、次回の議題で入湯税を掘り下げる予定となっていますが、箱根町の状況だけでなく、京都市など他市町村の入湯税の状況と比較した資料もお願い

できますでしょうか。

比較する際は、単年度の入湯税額でも構いませんが、税額と人数について、宿泊と日帰りの内訳を出していただけると良いと思います。

企画課長

今、言われたのは、充当先も含めてということで、よろしいですか。

委員長

資料作成については、それをお願いしたいと思います。
それでは、議題は終了しましたので、進行を事務局にお返しいたします。

企画課長

第3回検討会議の日程については、資料1では、12月を予定しておりましたが、再度、調整したうえで連絡させていただきます。その他は事務局から特にございませぬので、よろしければ、これで会議を終了したいと思います。

4 閉 会

企画課長

本日は、長時間に渡りありがとうございました。次回の会議まで2カ月は空いてしまうと思いますが、本日の会議の中で、委員長また委員さんから、調査や資料作成の意見がございましたので、しっかり準備して次回の会議に臨みたいと考えております。

以上で、第2回検討会議を終了したいと思います。どうもありがとうございました。